

令和 7 年度包括外部監査結果（事故救済制度関連抜粋）

監査テーマ：地域包括ケアシステムの構築、深化・推進

監査実施期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 1 月 13 日

<監査の指摘事項>

認知症関連はなし

<監査の意見>

【意見 2】 認知症神戸モデルの持続可能性及び効果検証の必要性

市は、令和 10 年度以降の持続的な運用のためには、これまでの成果と費用対効果を検証して市民の理解を得つつ、財源確保に努めるべきである。

（理由）

今後も、高齢者人口の増大に伴い、認知症神戸モデルの利用が拡大していくことが見込まれ、超過課税の継続は避け難い。そのため、認知症神戸モデルを継続的に実施するためには、その有用性を客観的に示し、市民の理解を得ることが必要である。

この点、認知症神戸モデルの効果検証として、認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会において、これまでの実施状況を踏まえた検証がなされている。そこでは、制度の有用性について一定の定量的効果検証はなされているが、さらに経済性、効率性の観点からの効果を検証する余地がある。

例えば、診断助成制度について、現状では、受診券の一斉送付を契機に受診したか否かを明確に判別できないので、申請により交付した受診券と一斉送付された受診券が区別できるようデザインを変えるなどすることにより、一定の効果検証を実施することが考えられる。

また、早期発見、早期支援を目的とする認知症神戸モデルにおいては、受診者数のみならず、受診後の制度への接続率を把握することで、成果を定量的に検証、分析することも考えられる。

令和 9 年度以降の恒久的な制度設計のためには、これまでの成果と費用対効果を検証して市民の理解を得つつ、財源確保に努めるべきであるが、市民の理解や財源確保に支障がある場合、例えば、事故救済制度に代わるものとして、個人賠償責任保険の普及推奨といった方策の検討も含め、既存制度という手段の維持前提ではなく目的達成のための柔軟な対応を検討すべきである。

【意見 4】 認知症事故救済制度の制度設計及び運用の見直し

市は、認知症事故救済制度の拡充、推奨を進め、賠償責任保険の請求手続きの支援スキーム

を検討するべきである。

(理由)

認知症事故救済制度は、賠償責任保険と見舞金制度からなるもので、認知症と診断された方やその家族が安心して暮らせるよう、万が一の事故に備える支援制度である。賠償責任保険に加入するためには、医療機関で認知症の診断を受けた上で、事前登録の手続を行うことが必要となる。

この制度の利用は広がっており、有用性が高い反面、全ての事故が補償対象となるわけではない。また、加入に際しては診断書取得や登録手続といった一定の事務負担が発生する。そのため、自ら保険加入や事故発生時の申請をすることが難しい認知症高齢者にとってはなお手続が困難といえる。

また、認知症の自覚がない高齢者や、受診歴のない高齢者は、事前登録の要件を満たすことができず、この制度による救済を受けることができない。

そのため、判断能力などに課題を抱える高齢者や、周囲に支援者のいない高齢者に対するスキームを検討するべきである。

【意 見 5】 認知症神戸モデルの周知、広報の見直し

市は、認知症神戸モデルの周知、広報にかかる効果検証を実施し、その結果を踏まえて周知、広報のあり方を再検討するべきである。

(理由)

令和 6 年度の予算の執行状況、GPS 安心かけつけサービスの利用者数、実績等をみても、市民への制度周知が十分であるとは評価し難い。この点については、第 8 期介護保険事業計画の実施状況（令和 6 年 3 月末時点）においても、今後の課題、取組として、必要な方に制度を利用していただけるよう引き続き制度の周知に努めていくことがあげられており、認知症神戸モデルの診断助成制度について、以下のような周知、広報活動を行っている。

1. 「広報紙 K O B E」令和 6 年 5 月号に認知症神戸モデルが認知症新薬（レカネマブ）にも対応することについての企画記事を掲載
2. 世界アルツハイマーデー（9 月 21 日）に関する普及啓発
※記念講演会を「認知症の人と家族の会 兵庫県支部」と共催実施（9 月 28 日）
※明石海峡大橋、ハーバーランド（モザイク）の観覧車等をライトアップ
※市内図書館に認知症に関する資料及び展示、配布
3. さんちか花時計ギャラリーで神戸モデルのポスター、パネルの展示（9 月 19 日～25 日）
4. デジタルサイネージ（ミント神戸、三宮センター街、市営地下鉄、阪急、JR、神戸電鉄、各区役所、支所等）（2 月 10 日～2 月 23 日）

5. 駅構内でのポスター掲示（神戸電鉄）（2月10日～2月23日）

6. SNS（Instagram／Facebook）を活用した広報（2月10日～3月16日）

7. 診断助成制度実施医療機関でのポスター掲示

8. 70～75 歳到達者に認知機能検診の受診券を一斉送付

また、認知症事故救済制度については、医療機関やあんしんすこやかセンターにおいて、案内文を配布するなどしている。

しかし、令和 6 年 6 月末時点における認知症事故救済制度の累計加入者数は 11,764 人であり、市の認知症高齢者の推計人数が約 5 万人であることを踏まえると多くの対象者が利用できていないと認められる。

一定の広報活動がなされているにもかかわらず、登録率が低い要因としては、潜在的に最も支援が必要な独居高齢者等へ訴求できていないことや、制度を認知しても行動へのハードルが高いことなどが考えられる。広報量の不足というよりも、制度利用に結びつく設計及び効果検証の仕組みが不十分であることが課題であると考えられる。

市としては、周知広報の効果検証を実施するとともに、周知、広報のあり方を見直す必要がある。